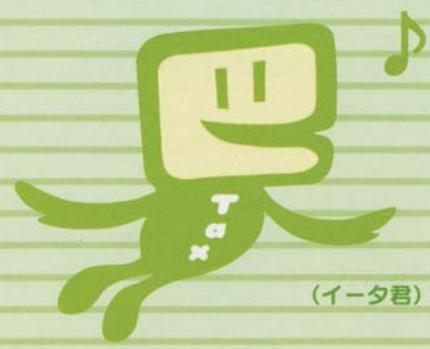


平成19年分の
所得税の確定申告の際は

e-Tax が 便利でおトクです!!



(イータク君)

HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告できます!



eことその1

最高5,000円の税額控除

電子証明書の添付で、最高5,000円の税額控除が受けられます! (※1)

eことその2



さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



大曲税務署
TEL
0187(62)2191

添付書類が提出不要

医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信! (※2)



eことその3

還付金がスピーディー

3週間程度で還付の手続きを行います!
(通常は6週間程度)

eことその4



※1:本人の電子署名及び電子証明書を付して、期限内(注)に所得税の確定申告を行うと、平成19年分又は平成20年分のいずれか1回に限り最高5,000万円の税額控除が受けられます。
(注)「期限内」とは、平成19年分は平成20年1月4日から3月17日、平成20年分は平成21年1月5日から3月16日の期間です。
※2:書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求めることがあります。

詳しくは、 で
 e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

介護保険事務所からのお知らせ

高額介護サービス費支給申請について

介護保険の適用となるサービスを利用した際、1カ月の自己負担額が一定の額を超えた場合、その差額が払い戻されます。払い戻しの対象となる方には、サービス利用月のおよそ2カ月後に介護保険事務所から通知を送付します。払い戻しを希望する場合は、同封の申請書に必要事項を記入のうえ、利用したサービスの領収書(明細の分かるもの)を添付してください。受付は介護保険事務所のほか、市役所福祉事務所長寿子育て課でも行っております。

払い戻される額は本人や世帯員の所得に応じて異なります。たとえば、住民税課税世帯の方の場合、37,200円を超えた額が払い戻されます。

なお、福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担や、施設サービスでの食費・居住費(滞在費)・日常生活費は対象外です。

※高額介護サービス費の振込先口座を変更したい場合は、窓口で高額介護サービス費振込口座変更届出書を提出してください。

【提出・問い合わせ先】

介護保険事務所 保険指導班 TEL0187(86)3911
仙北市福祉事務所長寿子育て課 長寿いきがい係 TEL(43)2281